

国名	スウェーデン
公的年金の体系 保険料財源 税財源	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定額（物価基礎額の42.3%）以上の所得のある者は強制加入</li> <li>・◎被用者，自営業者</li> <li>・×無職</li> </ul>
保険料率	18.5%（事業主10.21%，被保険者7%。18.5%は本人拠出控除後の所得に対する率（=17.21%÷93%）。18.5%のうち16.0%はNDC，2.5%はFDCに拠出）
支給開始年齢	61歳以降本人が選択（保証年金は65歳から）
基本受給額	参考：1944年生まれのコーホート（2009年で65歳）の年金額（加入期間30年以上）の平均は11,900クローネ（約154,700円※）で代替率は平均賃金（上限まで）の64%とされる。基本シナリオによると1990年生まれのコーホートの代替率は、53%と推定されている。 ※13円/SEKで換算。
給付の構造	所得比例：固定された保険料率による元利合計にもとづく給付（掛金リンク型）。概念上の拠出建て（NDC）と純粋な拠出建て（FDC）の二階建てに保証年金を付加。ただし、遺族給付，障害給付は税財源による別制度となっている。
所得再分配	なし（税財源による保証年金に集中）
公的年金の財政方式	概念上の拠出建て（社会保険方式・賦課方式）+純粋な拠出建て制度（社会保険方式・積立方式）
国庫負担	保証年金および別制度である遺族・障害給付を負担
年金制度における最低保障	税財源による保証年金
無年金者への措置	無・低年金者を対象とする居住要件にもとづく保証年金を提供
公的年金と私的年金	所得基礎額の7.5倍までの所得については、主に公的年金が対応。これを上回る所得については、別途全国的な職域年金（ホワイトカラーのITPおよびブルーカラーのSAF-LO）がある。
国民に対する個人年金情報の提供	毎年、予想受取額を個人に通知（NDC+FDC）。さらに、希望すれば職域年金部分も合わせて情報提供される。

## スウェーデンの年金制度

小野正昭 ((株)みずほ年金研究所研究理事)

### 1. 制度の特色

スウェーデンの1998年改革(1999年実施)による新年金制度には、次のような特色がある。

- ・賦課方式で運営される仮想勘定(NDC)制度と、拠出建て年金である金融勘定(FDC)制度からなる、保険料の拠出実績と給付がリンクする2階建て構造を採用した。
- ・被保険者期間や所得水準が原因で給付水準が低い者のために、一般財源による居住要件にもとづく保証年金を設けた。
- ・保険料と給付のリンクに馴染まない遺族・障害等の給付は、一般財源による別制度とした。
- ・賦課方式のNDC制度の財政を維持するために「自動均衡機能」という給付調整のメカニズムを組み込んだ。
- ・各被保険者に被保険者自身の年金情報を提供する。

### 2. 沿革

1913年に国民年金法にもとづく国民年金制度が確立されたが、年金額が低く、実質的意義は少なかった。インフレ対応が模索され、1946年に国民基礎年金制度が導入された。これと並行しながら1940年代中期から、現役時代の生活水準を維持するための、所得比例年金の導入がいくつか提案されていた。

1950年代に年金委員会が創設され、1955年には全市民が現役時代の平均年収の50%を老齢年金として保証されるような付加年金案が提出された。この付加年金をめぐる論争は、戦後スウェーデン政治が経験した最大の政治的対立にまで発展してしまった。国民投票・議会解散・選挙という、めったに起こらない手続きが行われた。対立点は、強制加入の付加年金か、任意加入の付加年金かであった。この問題は真っ向から対立したが、1998年改革前の付加年金制度が発足した。

1998年までの公的年金制度(旧制度)は、定額給付の国民基礎年金(AFP)と所得に応じた給付の国民付加年金(ATP)の2階建てであった。1980年代より旧制度の欠陥が指摘されており、制度改革

は長期間にわたって検討されてきている。人口の高齢化および経済の低迷(特に1991~94年の低迷時期には公的年金制度の対象給与が10%程度減少したとされる)に直面し、年金制度改革を手掛けることになる。1990年代に入って、保守・中道4党の連立政権の誕生とともに、年金ワークグループが設置され、「経済の一般的状況により即応した制度」、「拠出と給付のリンクの強化」、「長期的貯蓄の促進」の三つの観点から本格的な検討が行われた。

1994年1月に保守・中道4党と社民党が合意する形(いわゆる5党間合意)で制度改革がまとまる。その後、政権交代等により若干の遅れが発生したが、新制度の施行は1999年1月とされた。政府は1998年4月に年金改革関連二法案を国会に提出し、法案は同年6月に可決された。新制度の最後の課題であった自動均衡機能に関しては、2001年5月に議会在採択している。改革の理念として、以下の3点があげられている。

- ・個人の拠出額を完全に反映した年金を受給すべきである
- ・年金の支払いは、固定された保険料率の範囲で保証されるべきである
- ・年金の給付水準は、就労期間40年、1994年時点の平均余命、対象給与の年間実質増加率が2%の場合に旧制度と同じになる

### 3. 制度体系の概要

#### (1) 対象者、制度体系

2009年度における物価基礎額と所得基礎額は、それぞれ年間42,800SEKと50,900SEKである。公的年金への拠出は、年間で物価基礎額の42.3%以上の収入がある者が対象となる。拠出対象者には、被用者/自営業者、公務員/民間被用者の区別はない(ただし、保険料の負担割合は異なる)。保険料および給付の対象となる所得の上限は、所得基礎額を基準として、その7.5倍(2009年度は381,750SEK)と定められている。

公的年金とは別にスウェーデン企業連盟(SAF)と、スウェーデン労働組合同盟(LO:ブルーカラー労働者)、工業およびサービス業月給従業員同盟(PTK:ホワイトカラー労働者)のような中央組織の間で締結された団体協約にもとづく職域年金制

度 (SAF-LOおよびITP) があり、中央組織に加盟する職域には実質的に強制適用されている。

#### 4. 給付算定方式、スライド方式

##### (1) 勘定の管理

被保険者には、NDC、FDCの両方の勘定が提供され、18.5%の保険料のうち16.0%がNDCに、2.5%がFDCにクレジットされる。勘定には利息が付くが、NDCの場合は対象給与の上昇率を利率として、FDCの場合には実際の投資対象資産の運用収益が付加される。両制度とも、死亡した被保険者の勘定残高は、同じ生年の生存する被保険者に配分される。一方、制度の管理費用は、勘定から控除される。

FDCは、政府機関である年金保険機構 (PPM) の管理の下、民間運用機関が提供するファンド(2008年末時点で83の運用機関による773のファンド)、またはファンドを選択しなかった者のために政府が提供するデフォルトファンドにて運用される。個人は、最高5ファンドまで選択可能であり、ファンド間の乗り換えは無制限である。なお、FDCの掛金は配偶者に移転させることができるが、その場合は8%減額される。

##### (2) 年金の支給

NDCもFDCも引退の際に保有する勘定残高を年金に変換する。

NDCでは、勘定からの引き出しは残高の25、50、75または100%に対して61歳から可能であり、年齢の上限はない。年金支給にあたり仮想勘定を年金除数で割ることにより、年金額を算出する。年金除数は引退時の平均余命を反映したものである。算定の基礎となる死亡率は男女共通である。引退時点における生命表の死亡率をもとに変換されるため、死亡率が低下する後の世代ほど同じ勘定残高で受給できる年金額は低下する仕組みになっている。さらに、年金除数は年1.6%の利子率を考慮している。年金は平均賃金の上昇率に連動して改訂されることを基本としつつも、上昇率のうち1.6%を「先取り」しているため、支給開始後の年金額は「対象給与の増加率-1.6%」で改定される。なお、自動均衡機能が発動した場合には、改定率はさらに低下する。

FDCに関しては、保険者としてのPPMが提供する利率固定年金または変額年金保険を購入すること

になる。FDCの年金保険には、生計費調整がない。

##### (3) 保証年金

生涯に亘って所得が低い者や保険料拠出期間の短い者は勘定残高も少ないため、年金額が低くなる。これらの者のために、保証年金が用意されている。保証年金は、物価を基準として定められているため、所得と物価との格差が広がると、相対的に低下していく。

保証額は、単身世帯の場合、年金額が物価基礎額の1.26倍までは物価基礎額の2.13倍を保証する。つまり、保証額は物価基礎額の2.13倍と年金額との差額になる。年金が1.26倍を超えると、保証額は年金の増加額の48%相当が減額され、年金額が物価基礎額の3.07倍となったところでゼロとなる。夫婦世帯の場合、それぞれ1.26倍→1.14倍、2.13倍→1.90倍、3.07倍→2.72倍に読み替えられる。保証年金は65歳から支給され、25歳以降の居住期間 (EU域内もカウント) が40年の場合に満額となる。

##### (4) 経過措置

新年金制度は、1938年生まれの者から段階的に移行する。1938年生まれの者が、旧制度16/20、新制度4/20の割合の給付となり、以降1年毎に1/20ずつ新制度にシフトし、1954年生まれ以降は全面的に新制度が適用される。なお、支給開始後のスライドに関しては旧制度部分も、新基準が適用される。

#### 5. 負担、財源

公的年金の保険料は18.5%に固定されているが、一般被用者の場合、事業主負担が10.21%、本人負担が7%である。18.5%という保険料率は、本人拠出控除後の所得に対する割合 (=17.21%÷93%) である。また、事業主負担は所得基礎額の7.5倍を上回る部分にも賦課される (この部分は国の税収となる)。前述のとおり、18.5%の保険料は、16.0%をNDC制度の勘定にクレジットし、2.5%をFDC制度に払い込む。

NDC制度は、上記の保険料およびバッファ基金を給付の財源とする。FDC制度は、上記保険料による純粋な拠出建て制度である。一般財源は、保証年金および別制度とされた遺族・障害給付に充てられる。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

NDC制度は、バッファー基金をもつ賦課方式で運営されている。保険料が固定されているため、財政上の不足が発生すると給付額が調整される自動均衡機能が組み込まれている。FDC制度は拠出建て制度である。

### (1) バッファー基金

NDC制度におけるバッファー基金は、旧制度から引き継がれた第1～4および第6国家年金基金で、いずれも市場運用されている。2008年末の時価残高は、0.707兆SEKであり、このうち約6割にあたる0.413兆SEKが、国内外の株式に投資されている。

### (2) 自動均衡機能

自動均衡機能は、賦課方式における財政検証にもとづき、資産と債務とのバランスが保たれるように、バランスシートに不足が発生した場合、給付を調整する仕組みである。

まず、債務を評価するが、これは年金数理という責任準備金（現役被保険者の新制度に対応する債務は、勘定残高そのもの）である。ただし、予定利率として、平均対象給与の上昇率を使用する。2008年末の債務残高は、現役被保険者5.157兆SEK、年金受給者2.271兆SEK、合計7.428兆SEKである。

一方、資産側としては、前述のバッファー基金0.707兆SEKのほかに、「保険料資産」という仮定の資産を認識する。これは、その年の保険料(NDC部分)に、滞留期間を乗じたものである。滞留期間とは、保険料の拠出から給付の受給までの平均回収期間をいう。具体的には、2008年度の保険料の2039.18億SEKに滞留期間の31.76449年を乗じることにより、保険料資産6.477兆SEKが求められる。ここで、保険料と滞留期間は3年間の実績を平滑化して適用される。保険料資産は、年金数理という定常状態（制度が成熟化し人口構造が安定的である状態）における年金債務に等しくなることが確認できる。以上により、「資産」の合計は、7.184兆SEKとなる。

この結果、2008年度の貸借比率（＝資産／債務）は0.9672となった。貸借比率は、新制度実施以降は一貫して1.0を上回って剰余の状態を保ってきたが、今回初めて不足となった（前年度は1.0026）。不足

が発生すると自動均衡機能が発動し、みなし利回りやスライドを引き下げることにより、債務を調整して解消することになる。自動均衡機能とは、賃金総額とGDPとが安定的な関係を保っていることを前提とすれば、年金制度の規模（経済学者のいう「積立不足」）をGDPに対して安定的に運営するための機能ともいえる。ただし、貸借比率の著しい低下により年金額の調整が大幅になることから、貸借比率算定に使用するバッファー基金の評価を年度末の時価から時価を平滑化した額に変更することで、当座の調整を緩和する改正が行われ、2010年度に適用予定とされる。

## 7. 制度の企画・運営体制

NDC制度に関しては、2004年までは分離した組織である国家社会保険委員会（RFV）により管理されていたが、2005年からスウェーデン社会保障庁（Swedish Social Insurance Agency：SSIA）に統合されている。FDC制度は、年金保険機構（PPM）によって管理されていたが、同組織は2010年1月よりSSIAに統合される。保険料の徴収は納税と一体化されており、そのために各勘定へのクレジット額が正式に確定するのは、拠出の翌々事業年度となる。積立金の運用に関しては、各バッファー基金（NDC制度のための第1～第4および第6ファンド、FDC制度におけるデフォルトファンドである第7ファンド）が組織として分離されている。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題（今後の見通し、評価を含む）

前述のとおり、バランスシートにおける貸借比率は新制度実施以降1.0を上回っていたが、2008年度に初めて1.0を下回った。1.0を下回った場合、自動均衡機能の発動による給付調整が実施されることとなるが、今回の動向が示すように、実際に給付の調整が必要となったときの対応が注目される。一方で、貸借比率が1.0を十分に上回った場合の剰余の還元についての議論も存在する。また、FDCに関しては、昨今の金融経済危機の影響を強く受け、1995年から加入している者の65.5%が2008年までの間の内部収益率をマイナスとしている。

また、年金制度に関する情報提供については、オ

レンジ・エンベロープが有名であるが、2004年から職域年金である協約年金の情報についても提供可能となっている。年金制度の理解のために、これらの施策の有効性が注目される。

## 9. 職域年金

スウェーデンの職域年金はスウェーデン企業連盟(SAF)と労働組合の中央組織との協約によっており、主なものとして、ホワイトカラー労働者をカバーする工業およびサービス業月給従業員同盟(PTK)との間の協約年金(ITP)、ブルーカラー労働者をカバーするスウェーデン労働組合同盟(LO)との間の協約年金(SAF-LO)があり、加盟企業に義務付けられている。

ITPは、1978年までに生まれた者については給付建て制度であり、主に公的年金の上限を超える給与を対象としている。満額の老齢年金は、所得基礎額の7.5倍までの部分に10%、7.5~20倍までの部分に65%、20~30倍の部分に32.5%の給付を提供する。事業主は、生命保険会社(Alecta)の保険契約、ま

たは別途の信用保険制度による保護をつけた特別の引当金制度(FPG/PRI制度)のいずれかによってITPの資金を提供し、年金契約を保護しなければならない。2006年に合意した改正により、2007年1月から1979年以降に生まれた者について、新しい拠出建て制度が適用されることとなった。新制度の保険料率は、給与のうち所得基礎額の7.5倍までの部分に対して4.5%、これを上回る部分に対して30%と設定され、従業員は運用機関を選択することができる。Alectaのデフォルト制度の場合、資産は株式に6割、債券に3割、不動産に1割投資されており、払い込んだ保険料が保証されるほか、傷病給付などが提供される。また、オプションで遺族給付を付加できる。

一方、SAF-LOは従来の給付建て制度(STP)が2000年1月に転換した拠出建て制度である。保険料率は、給与の3.5%に設定されているが、対象給与には上限がない。加入者は、20を超える保険会社の中から業務提供業者(運用機関)を選択することができる。